

スポーツ庁次長
茂 里 毅

「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」の改定について
(通知)

このたび、スポーツ庁は、本年9月29日付けで行った「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」の改定の内容を踏まえ、同11月30日付けで「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を改定しましたので通知します。

ここで一般スポーツ団体とは、中央競技団体以外のスポーツ団体（「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項））を指します。

ついては、貴団体におかれては、傘下の関係団体等に対し、本ガバナンスコード改定について周知するとともに、一般スポーツ団体においては、引き続き、本ガバナンスコード別添のセルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を自主的に行うよう促していただきますようお願いします。

また、自らが一般スポーツ団体に該当する団体におかれては、貴団体の自己説明及び公表への積極的な御協力をお願いします。

【添付資料】

- スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け> 令和5年11月30日改定版

※スポーツ庁のウェブサイトにも掲載しています。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電 話 03-5253-4111 (内線 2679)
E-mail kyosport@mext.go.jp